

令和7・8年度 大井町小規模工事参加希望者登録申請のご案内

大井町が発注する、設計額 100 万円以下の小規模な工事または修繕等の受注を希望される方は、次の事項に留意のうえ、登録に必要な書類を作成し、申請してください。

1 対象業者

大井町内に本店を有する工事請負業者、大井町内に居住している個人（簡易な修繕等小規模工事を行う者）及び町内に事務所を有する組合、協議会等の団体とし、建設業法第3条に規定する建設業許可を取得していない者、または建設業許可は取得しており、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

2 登録申込の資格

次の事項すべてに該当していることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない方
- (2) 申請日を基準とし、同種の営業を引き続き1年以上営んでいる方
- (3) 町税等（町民税、固定資産税、国民健康保険税等）を完納している方（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く。）
- (4) 大井町暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しない方
- (5) 大井町入札参加申請認定登録をしていない方

3 申請書の提出方法等

- (1) 提出期間 2025年1月15日から随時
- (2) 提出時間 役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (3) 提出場所 大井町金子1995（〒258-8501）
大井町役場 政策経営課
- (4) 提出方法 郵送、持参又はメール
※メール提出は、大井町商工振興会加盟者のみ（各種証明書添付不要の場合）

4 提出書類等

- (1) 提出書類 別紙「提出書類一覧表」を参照してください。
- (2) 提出部数 各1部

5 登録の認定期間

2025年4月1日から2027年3月31日まで

6 注意事項

- (1) 申請後、登録内容に変更等が生じた場合は、「大井町小規模工事参加希望者登録変更届出書」により、届け出てください。
- (2) 登録者は、小規模工事等を発注する際の業者選定対象となりますが、見積依頼や契約を約束するものではありません。

7 問合せ先

大井町政策経営課契約担当
電話 0465-85-5003（直通）

(参 考)

「地方自治法施行令第 167 条の 4」

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号の 1 に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の 1 に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者